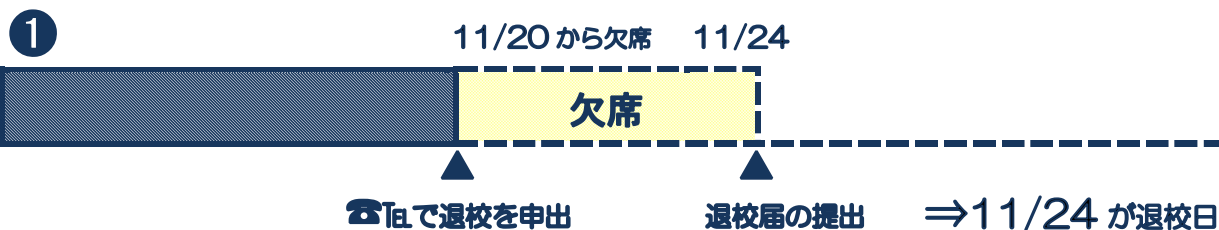


退校日の取扱いについて

退校日については、原則受講者が事前または当日の退校手続により届け出た任意の日となるものであり、『訓練校が退校届を受理した日』となります。

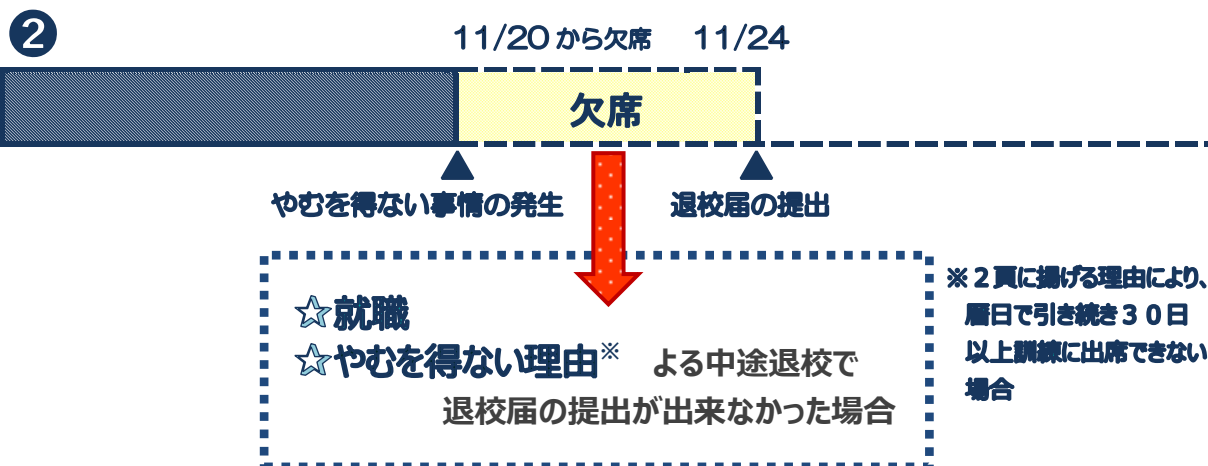
したがって事後の届出（届出日より前の日付を退校日とすること）は認められませんが、やむを得ない理由により退校する受講者で、当該理由により退校手続を行いたくてもできなかった場合には、事後の退校届において、退校手続ができない事情が生じた日の前日を退校日とすることができます。

なお、退校日を遡るに当たっては、根拠資料が必要となります。



※書面『退校届（実施様式2）』の提出による届出が必要。

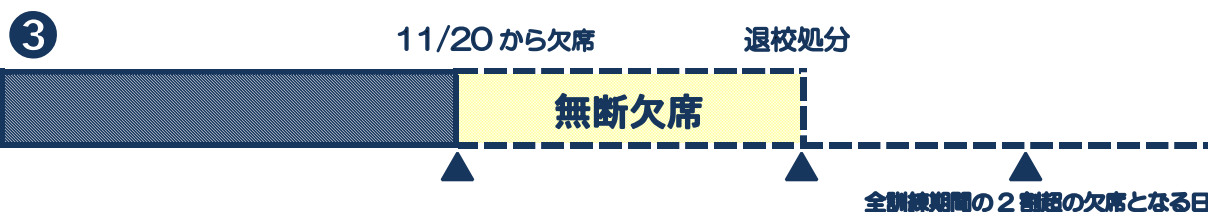
退校日は原則受講者が届け出た任意の日となりますが、届出日より前の日を退校日とすることはできません。



『証明となるもの』が有る場合 → 退校日 11/19

が無い場合 → 退校日 11/24

※やむを得ない理由で『証明となるもの』の提出がある場合、退校日を遡ることができます。



全訓練期間の2割超の欠席となる日以前であっても、欠席受講者と全く連絡がつかないような状態が続く、訓練の受講継続が困難であると考えられる場合には、当該受講者を退校処分とすることができます。

この場合、退校処分とする場合の取扱い等、手続の流れを確認の上、処分を行って下さい。

『やむを得ない理由』（退校理由）とは、次に掲げる理由により暦日で引き続き30日以上訓練に出席できない場合（見込みを含む）をいう。

1. 当該特定求職者本人の妊娠、育児のため（育児の場合、3歳未満の当該特定求職者本人の子の育児。社会通念上やむを得ないと認められる理由により親族にあたる3歳児未満の乳幼児を預かり育児を行う場合を含む。）。
2. 当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。
3. 法令の定めがある事由によるため。
 - a. 選挙権その他公民としての権利を行使する場合
 - b. 証人、鑑定人、参考人、裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署に出頭する場合
4. 本人の看護・介護を必要とする場合の親族の疾病、負傷若しくは老衰又は障害者の看護のため。
5. 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合の負傷し、又は病気にかかったその子の看護のため（上記4に該当するものを除く。）。
6. 訓練コースの取消し、中止等、訓練実施機関側の都合により当該求職者支援訓練等の受講を継続することが著しく困難となり、安定所が当該求職者支援訓練等に係る支援指示を取り消したため。
7. 支援指示を行った求職者支援訓練等が、本人の能力・適性等に照らして明らかに不適切であり、安定所が当該求職者支援訓練等に係る支援指示を取り消したため。